

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害福祉サービス事業所等に対する継続支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービス等を円滑に継続できるよう、対策を講じるための設備・備品等を購入する障害者福祉サービス等事業所・施設（以下「事業所等」という。）に対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象となる事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、次の（1）から（2）のいずれの要件にも該当する事業所等であって、第5条に規定する補助対象期間において、補助対象経費（以下、「対象経費」という。）を支出した者とする。詳細については、別添1のとおりとする。

（1）広島県内に所在する事業所等を運営する法人その他の団体であること。

（2）令和8年3月31日までに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）のいずれかに基づく指定を受けた者であること。

2 休業中の事業者等であっても、事業再開後に対象経費を支出する場合は、補助対象とすることができる。

3 第5条に規定する補助対象期間において、廃止又は休止を行った事業者等については、補助対象外とする。

(対象となる経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げるものの他、詳細は別添1のとおりとする。

（1）障害福祉サービス等を円滑に継続するための対応

事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態において障害福祉サービス等を継続するために必要な経費。

(例)

- ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
- イ ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

事業所等が災害発生時に障害福祉サービス等を継続するために必要な経費

(例)

- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

- 2 同一の事業所等については、基準を超えない範囲で、前項に示した経費を併せて補助することができる。
- 3 障害福祉サービス報酬等その他国庫補助金等により措置されているものは、補助対象としない。
- 4 対象となる経費の単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格とし、30万円未満のものに限る。

(補助対象期間)

第5条 補助金事業の対象経費に係る事業の実施期間は、広島県による内示から実績報告の提出期限までの期間とする。

(補助金額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、事業所等ごとに別添1の基準額を上限とし、対象経費の実支出額と比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 基準額が定員当たりとなっているものは、基準額に定員数を乗じた額を補助上限額とする。

3 補助金の交付は、1事業所等につき、1回まで行うことができる。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業所等は、事業が完了したとき、別添2様式第1号の交付申請書兼実績報告書に、知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 複数の事業所等を運営する者は、同一の申請主体に係る対象を一括して申請することができる。

3 補助事業者は、対象経費の支出を証する書類及び帳簿等を整備し、事業完了の日（事業を中止又は廃止した場合はその承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（第4条1項に掲げる備品等）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、第7条第1項により提出された別添2様式第1号の交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第8条の規定により補助金の額を確定した時には、補助事業者に対し補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が虚偽若しくは不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱若しくは交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(取得財産の管理)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、
「障害福祉サービス事業所等に対する継続支援事業費補助金」で取得した財産である
旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって
管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 12 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、知事
の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し
付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第 22 条第 1 項ただし書の規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の
耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号）に定める期
間とし、同省令に定めのない財産については、事業完了の日の属する会計年度の終了
後 5 年間とする。

3 事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分し
ようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を
処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させ
ることがある。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 13 条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別
に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。